箱根町へ避難されている皆さんへ

東日本大震災により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申しあげますと共に、被害を 受けられた皆さん、そのご家族に、心からお見舞いを申しあげます。

さて、箱根町では、避難されている皆さんへの支援の一環として、町内施設入場料、福祉施設・ 教育施設等の使用料の免除や福祉サービス等を町民と同様に適用しますので、ご利用ください。 施設を利用する際は、避難者証明書を施設にご提示ください。

なお、避難者証明書の有効期限は、交付日から一年間です。

サービスを受けられる施設一覧表

1 入場料、使用料を免除する町立施設

- (1) 観光施設
 - ア 箱根湿生花園 (284-7293 仙石原817)
 - イ 芦之湯フラワーセンター(☎83-7350 芦之湯84-55)
 - ウ 森のふれあい館(283-6006 箱根381-4)
- (2) 福祉施設・教育施設
 - ア 老人福祉センターやまなみ荘(282-1211 強羅 1320-185)
 - イ 総合保健福祉センター「さくら館」(☎85-0800 宮城野881-1)
 - ウ 箱根関所・資料館(☎83-6635 箱根1)
 - 工 郷土資料館(☎85-7111 湯本 256)
 - オ 社会教育センター、各公民館(282-2694 小涌谷 520)
 - カ 総合体育館レイクアリーナ(286-3300 元箱根 164-1)
- (3) その他の施設
 - ア 宮城野温泉会館(四82-1800 宮城野 922)
 - イ 仙石原いこいの家(☎84-6230 仙石原870)
 - ウ 各集会所(☎85-7160 総合窓口)
 - 工 弥坂湯(☎85-5233 湯本577)

2 町民と同様な助成制度を適用する制度

- ◎ (1) はり・きゅう・マッサージ券の交付(☎85-7790 健康福祉課)
- ◎(2)身体障害者手帳の診断書料の助成(☎85-7790 健康福祉課)
- ◎(3)福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付(☎85-7790 健康福祉課)
 - (4)子育て支援センターの利用(☎85-9595 子育て支援課)
 - (5) 放課後児童クラブの利用(**28**5-9595 子育て支援課)
 - (6) 就学援助費(四85-7600 学校教育課)
- ◎(7)高校生通学費の助成(☎85-7600 学校教育課)
 - (8) 貸出図書の利用(282-2694 社会教育センター)
- ◎印の制度は、町内に中・長期(一か月を超える)避難する方にのみ適用します。

照会先 総務課総合窓口(避難者相談窓口)

2 85-7160

総務課防災安全班

2 85-9561

箱根町の市外局番は、"O46O"です。